

切り取らずコピーして使ってください

FAX不可

住宅被災

NCCU住宅被災見舞金給付申請書③ [2023] (UAゼンセン見舞金制度給付申請書)

●送先住所●

〒105-0014
東京都港区芝2-20-12
友愛会館13F
NCCU共済 宛

必ずお読みください。

- ◆原則、申請者本人がご記入ください。
- ◆鉛筆・消せるペンでのご記入は受け付けられません。
- ◆わかりやすくはっきりとした字でご記入ください。
- ◆原則、毎月15日までに到着した申請は当月末に、毎月月末までに到着した申請は翌月15日にご指定の口座にお振り込みします。但し、UAゼンセンからも見舞金が給付される場合は、お振込みまでに1~2ヶ月程度かかります。
- ◆振込先(金融機関名・口座番号・口座名義)の相違(誤字・脱字を含む)で振込処理ができなかった場合、2度目の振込時の送金手数料を給付支払金額より差し引かせていただきます。 ※お振込みのご連絡は差し上げていません。ご記帳などでご確認ください。



記入例

◆必要書類と一緒に郵送してください。

(24ページ・27ページを参考にしてください)

※太枠内のみご記入ください。

申請者 (組合員)	フリガナ				記入日	西暦	年	月	日
	お名前				組合員番号	0	0	0	0
	生年月日	西暦	年	月	日 (歳)	会社名 (法人名)			
	自宅住所	〒	-			勤務先 (事業所名)			
		日中連絡がとれる電話番号()			勤務先TEL	勤務先への連絡不要のときは、記入不要です。			

被災年月日	西暦	年	月	日	被災住宅所在地	〒			
被災原因・状況									
被災の程度 (該当に✓)	<input type="checkbox"/> 全焼・全損・流失				同居の有無 (該当に✓)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
	<input type="checkbox"/> 半焼・半損・床上浸水					組合員による 扶養の有無 (該当に✓)	<input type="checkbox"/> あり (被扶養者の健康保険被保険者証 コピーを添付) <input type="checkbox"/> なし		
	<input type="checkbox"/> 一部損傷・一部損壊・床上浸水(20%未満)								

●組合員本人の住居・単身赴任中の家族の住居の一部損傷・一部損壊・床上浸水(20%以上)の場合は、UAゼンセン見舞金制度の対象外になります。

下記の項目を確認したら、✓をしてください。(支給資格と時効の確認)

被災年月日を含めて31日前までに組合費を納めましたか？	<input type="checkbox"/>	申請書類は、被災年月日を含めて90日以内にNCCUに到着しますか？	<input type="checkbox"/>	左ページに記載の必要書類を添付しましたか？	<input type="checkbox"/>
-----------------------------	--------------------------	-----------------------------------	--------------------------	-----------------------	--------------------------

振込口座 (組合員本人)	銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農協	本店 支店 出張所	金融機関番号	店舗番号
	1.普通 2.その他 ()	口座番号(右づめでご記入ください)		フリガナ

ゆうちょ口座の記載方法はP19を参照してください。

●私は、個人情報の取り扱いについてホームページ(<https://www.nccu.gr.jp>)記載の内容に同意いたします。

NCCU 記入欄	到着日	チェック内容			給付金額		振込日	責任者
		組合費納入	添付書類	振込確認	①	円		
				②	円			
	受付No.			会長	備考			

NCCU共済ってなに？

組合員なら誰でも受け取れる
祝い金&見舞金

加入で安心。充実の保障
任意加入共済

一人で悩まないで...
相談窓口があります

組合員価格でお得に
レジャー・旅行・お買い物・融資

住宅被災見舞金

申請書

組合員の居住している住宅が火災や自然災害で被害を受けたときは、NCCUとUAゼンセンから「住宅被災見舞金」が給付されます。右の申請書のコピーに必要事項を記入し、下記の必要書類と一緒に申請期限内にNCCUへ郵送してください。

●申請期限は、被災日を含めて90日目までです。

火事による被災



自然災害による被災



住宅被災見舞金

1. 有扶養者の住宅の被災 (有扶養者の方は、健康保険証などでの扶養関係の証明が必要となります)

家族と同居の住宅または単身赴任中の家族の住居が被災 (NCCU より+UA ゼンセンより)

全焼・流失・全損 (70%以上) **300,000円** ← (150,000円+150,000円)
 半焼・半損 (20%以上)・床上浸水 **160,000円** ← (80,000円+80,000円)

単身赴任中の組合員本人の住居が被災 (NCCU より+UA ゼンセンより)

全焼・流失・全損 (70%以上) **100,000円** ← (50,000円+50,000円)
 半焼・半損 (20%以上)・床上浸水 **60,000円** ← (30,000円+30,000円)

2. 無扶養者の住宅の被災

家族と同居の住宅が被災 (NCCU より+UA ゼンセンより)

全焼・流失・全損 (70%以上) **200,000円** ← (100,000円+100,000円)
 半焼・半損 (20%以上)・床上浸水 **100,000円** ← (50,000円+50,000円)

組合員本人の住宅が被災 (寮・アパートなど) (NCCU より+UA ゼンセンより)

全焼・流失・全損 (70%以上) **200,000円** ← (100,000円+100,000円)
 半焼・半損 (20%以上)・床上浸水 **100,000円** ← (50,000円+50,000円)

3. 組合員本人の住居・単身赴任中の家族の住居 (NCCU より)

一部損傷・一部損壊・床上浸水 (20%未満) ... **10,000円** ← (10,000円)

必要書類 被災したことを証明する、次のどれか P26~27も参考にしてください

- ・ **り災証明書** (行政機関より発行されるもの、コピー)
- ・ **被災証明書** (行政機関より発行されるもの、コピー)

注) 上記の証明書で、組合員の住居が確認できない場合、住民票または免許証 (表裏面) のコピーが必要です。また、被災状況の写真・修理費用の見積書・間取図が必要となることがあります。



参考

※自治体から証明を受ける際の参考書式です。

被災(り災)証明書

り災(被災)住所	都 道 市 区		府 県 町 村	
世帯の構成	氏名	続柄	生年月日	扶養の有無
			年 月 日	有 ・ 無
			年 月 日	有 ・ 無
			年 月 日	有 ・ 無
			年 月 日	有 ・ 無
			年 月 日	有 ・ 無
			年 月 日	有 ・ 無
			年 月 日	有 ・ 無
			年 月 日	有 ・ 無
被災(り災)の原因				
被災(り災)の程度				
被災(り災)の区分	<input type="checkbox"/> 全焼・流失・全損 <input type="checkbox"/> 半焼・半損・床上浸水 <input type="checkbox"/> 一部損壊・床下浸水 <input type="checkbox"/> その他 ()			
被災(り災)の割合	%			

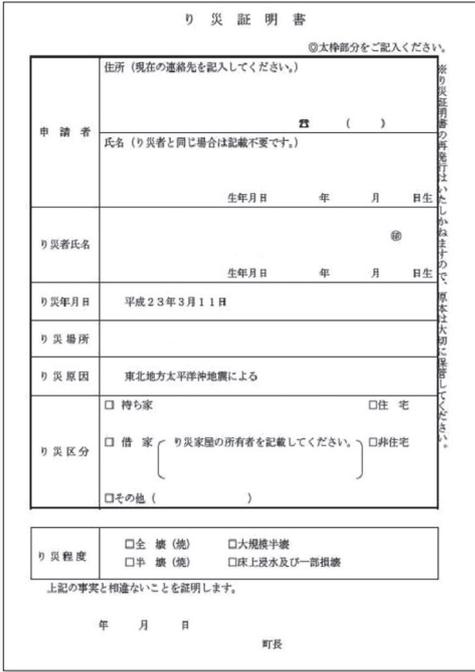
上記のとおり、被害を受けたことを証明する。

年 月 日
証明者(自治体の長)

印

※本証明書についてのお問合せ先

☎ 0120-372-931 日本介護クラフトユニオン生活応援・共済事業担当

必ず提出する書類	有扶養者が提出する書類
<p>「り災証明書」または「被災証明書」のコピー</p> <p>住宅の被災程度を確認します。 「り災者氏名」が組合員でない場合は、あわせて組合員の住居の証明(住民票、運転免許証等のコピー)が必要です。</p> <p>(書式は自治体によって異なります)</p> 	<p>被扶養者の「健康保険被保険者証」のコピー</p> <p>扶養の有無を確認します。 被扶養者の健康保険被保険者証のコピーを提出してください。</p> <p>(書式は保険者により異なります)</p> 

Q&A

- Q 賃貸住宅でも、給付の対象となりますか?

A ○ はい、対象となります。組合員が居住していれば賃貸住宅も対象となります。
- Q 床下浸水のと、給付されますか?

A A ✕ 給付はされません。床上浸水は対象となりますが、床下浸水は対象外です。
- Q カーポートが、雪の重さで倒れた場合は、給付されますか?

A A ✕ 給付はされません。住居スペース以外の部分は、対象外となります。
- Q 海外の住居が被災にあった場合は給付されますか?

A A ✕ 給付はされません。本見舞金については、居住地を日本国内に限定しています。
- Q 自己都合で単身赴任をしていて自宅が被災しましたが、給付されますか?

A A ✕ 給付はされません。法人の命令に伴い住居を転居し、かつ家族を同行させない場合にのみ支給されます。

※ご不明な点は、NCCU生活応援・共済事業担当までお問い合わせください。

共済専用 ☎ 0120-372-931 (平日9:30~17:00)